

### 土佐漂着の「琉球人」：志田伯親雲上・潮平親雲上・伊良皆親雲上を中心に

島村，幸一

---

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究 / 沖縄文化研究

(巻 / Volume)

34

(開始ページ / Start Page)

89

(終了ページ / End Page)

145

(発行年 / Year)

2008-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00007252>

## 土佐漂着の「琉球人」

— 志多伯親雲上・潮平親雲上・伊良皆親雲上を中心に —

島村 幸一

〈はじめに〉

琉球船の土佐への漂着に関する先駆的な研究である関田駒吉「土佐漂着船に関する文献」(『土佐史談』第三八号、昭和七年三月)、同「土佐漂着船に関する文献(完)」(『土佐史談』第三九号、昭和七年六月)によれば、江戸期における琉球船の土佐への漂着記録は、宝永二(一七〇五)年、宝暦十二(一七六二)年、寛政七(一七九五)年の都合三回とされている。

第一回目の漂着記録は、宝永二(一七〇五)年七月十二日の幡多郡清水浦へのものである。この時の記録は、以下のものである。

・【イ】『豊房公紀』第二十一卷「宝永二年七月十二日」土佐山内家宝物資料館蔵

・【ロ】「高知市民図書館蔵史料 土佐清水浦琉球船漂着聞書」(『頓狂亭探古』 幡多地方古文書解説集) 小野義廣、自家版、一九九六年刊所収)

・【ハ】「清水浦琉球船漂着聞書」(『土佐国群書類従7 災異部漂流部』高知県立図書館、平成十七年刊)

・【ニ】「南路志卷三十一 清水浦琉球船漂着聞書」(『土佐国史料集成 南路志』第三卷、高知県立図書館、平成三年刊)

・【ホ】「南路志卷七十二 (琉球船清水浦入津につき扱いの事)」(『土佐国史料集成 南路志』第七巻、高知県立図書館、平成六年刊)

なお、史料はそれぞれ内容が重複している。特に、【ハ】と【ニ】は重複する史料であり、【ハ】【ニ】は【ロ】の前半部とほぼ重なる史料である。また、『南路志』下(高知県文教協会、昭和三十五年刊)の「閩国第十之四 幡多郡 清水村」にも、【ハ】【ニ】と重複する「清水浦琉球船漂着聞書」が記されている。

第二回目の漂着は、宝暦十二(一七六二)年七月幡多郡柏島沖を漂流していたところを発見され、宿毛の大島に曳航されたものである。この時の漂着記録は、主に「頭役」の潮平親雲上から聞き書して、藩の儒者戸部良熙によって記された有名な『大島筆記』である。この時の漂着関係史料は、以下

のものである。

・【へ】『豊敷公紀』第三百二十四卷「宝暦十二年七月二十二日」土佐山内家宝物資料館蔵

・【ト】『大島筆記』「山内文庫」本、高知県立図書館蔵他

・【チ】「南路志卷七十六（宿毛大嶋浦へ琉球船漂着、文人交歓の事）」（『土佐国史料集成 南路志』

第七卷、高知県立図書館、平成六年刊）

・【リ】『琉球船漂恙記』（写本十一丁、高知県立図書館所蔵、奥書に「寛政五癸丑ノ春二月ニ写」、

「北川八郎右衛門所蔵」とある）

なお、【チ】は【ト】と重複した資料であり、『南路志』卷三十三には【チ】よりさらに短い記事「宝暦十二年琉球船漂着之事」が、記されている。また、【へ】の中に第一回目の漂着記録が混入している。また、【リ】は「宝暦十二年琉球船漂恙之次第」、「船具」、「琉球国船切手写」、「船荷物」、「聞書写」からなる史料で短いものであるが、【ト】の基礎史料のひとつであると思われる。なお、「琉球国船切手写」は漂着船乗船名簿で、三回のどの漂着記録にもある乗船名簿は、琉球側から提出された「切手」が利用されたことが分かる。

【ト】については、「宝暦十二年琉球国船漂着記録「大島筆記」諸本について」<sup>1)</sup>には、十三の諸本があげられている。『大島筆記』は近世期に広く読まれていたことが、窺われる。また、翻刻も戦前に新村出によって行われ『海表叢書』第三卷（更生閣書店、昭和三年）、『南蛮紅毛史料』第一輯（更

生閣書店、昭和五年）の中に入り、戦後これを底本にした翻刻が『日本庶民生活史料集成 探検・紀行・地誌（南島篇）』第一巻（比嘉春潮等編、三一書房、一九六八年）に収められ、容易に読むことができるようになっていた。

『大島筆記』が広く読まれた理由は様々あろうが、第一回目、第三回目の琉球船の漂着記録と比較すると明らかであるが、『大島筆記』は近世琉球の情報が多岐に亘って記され、さらにそれに加えて「琉球人」から得られた中国情報が豊富に収められ、しかも内容的な構成がはかられているということだろう。第一回目、第三回目の漂着記録は、いずれも冒頭に漂着メンバーを記し、士族については職、位階、名、百姓身分の者については職、名、年齢、出身を記し、漂着までの経緯、武器の有無や宗旨を記し、後は琉球情報と中国情報がアトランダムに記されている。それに対して、『大島筆記』は冒頭に当たる『大島筆記 一・二』の「琉球国潮平親雲上以下五十二人大島浦漂着之次第」が、他の漂着記録の冒頭部の内容に対応するものの、以下は項目別に内容が整理されて記されている。おそらく、同書にしばしば名が出る徐葆光の冊封使録『中山伝信録』の項目等を参考にしながら、整理されたと推測される。あるいは、『中山伝信録』の項目等を参考にしながら聞き取りがなされたことも想像される。以下、本稿で利用した「山内文庫」本（高知県立図書館蔵）『大島筆記』（三冊本）で、内容の構成を示してみる。なお、『中山伝信録』に同様な項目がある場合はへくのなかに『伝信録』の項目を示す。

『大島筆記 一・二』 目錄／琉球国潮平親雲上以下五十二人大島浦漂

着之次第／琉球国体／人物風俗／年中大略／官位之事〈第五―官制〉／朝服之事〈第五―冠服〉／地名〈第四―琉球地図〉／三十六島〈第四―琉球三十六島〉／諸産物大様〈第六―物産〉／琉語大略〈第六―琉球語〉

『大島筆記 三・四』 雑話上／雑話下／附録／再考

『大島筆記 五』 琉球歌／琉球人和歌／雨夜物かたり／永峰和文／出会詩歌〈中山贈送詩

文〉／琉球人冠服大帯之図／春先楳船并伝馬之図

『中山伝信録』の構成は、「序」以下、琉球到着までの経緯等を記した「第一」、琉球到着後の冊封儀礼等を記した「第二」、「中山世系」を記した「第三」、「星野／潮／琉球三十六島／琉球地図」等、地理に関わる記事をまとめた「第四」、「官制／冠服／儀従／氏族」等、制度に関わる記事をまとめた「第五」、「風俗／屋舎／米廩／器皿」等、文化に関わる記事をまとめた「第六」と、巻末に置かれた「中山贈送詩文」「後序」からなる。『大島筆記 一・二』（上巻）の構成に直接影響したと思われるものは、『中山伝信録』「第四」以下が参考にされていることが考えられる。また、琉球の人々の文芸（琉歌・和歌・和文）と琉球・土佐双方の送別の漢詩文等で構成される『大島筆記 五』（附録）は、『中山伝信録』の巻末に置かれる「中山贈送詩文」と対応したものであることが分かる。

その間にある『大島筆記 三・四』（下巻）は、『伝信録』内の項目と直接対応していないが、これ

は『大島筆記 一・二』のいずれの項目にも入らない、正しく「雑話」的な記事である。「雑話上」は琉球に関する「雑話」であり、「雑話下」は琉球の人々を通して知ることができたアジアの先進国、中国の情報である。実は、この「雑話下」の中国情報は本土日本の知識人にとっては知りたいもので、唯一公式に中国に直接行くことが許された「琉球人」からの中国情報は、ある意味で琉球を知る以上を知りたい情報だった筈である。「雑話下」の冒頭は、進貢使節が福州から北京まで行く道中の様子や北京の様子が記されたもので、その後には西湖、鳳凰山、洞庭湖というように中国の名所についての記述が続く。聞き手にとって書の上で知っていた中国の具体的な様子を、まず知りたかったのだと想像される。後に『大島筆記』の「雑話下」とほぼ重複する内容のものが、『琉球進貢録』（佐藤成裕序、一八一〇年）としてまとめられているし、島津重豪が命じて江戸上り（尚温王即位の謝恩使）の使者二人（鄭章観、蔡邦錦）から薩摩の江戸屋敷において中国情報を聞き取りしてまとめた『琉客談記』（一七九六年）は、よく知られた史料である。新井白石の『琉球国事略』『南島志』の元になったといわれる『白石先生琉人問対』でも、琉球館や会同館、礼部衙門の規模や、北京の気候等が聞かれている。また、前の関白太政大臣近衛家熙と交流があった程順則名護親方は、渡唐した際手に入れた「康熙皇帝御詩宸筆石摺壹枚」「詩韻釈要壹部」「孔林楷盃壹」を家熙に贈って、「御感悦不斜忝御秘蔵御事候」と感謝された話も有名である。江戸期の知識人にとっては、琉球からもたらされる直接の中国情報は、たいへん貴重なものであったのである。『大島筆記』は、漂着者の「琉球人」を通して得

られた多岐にわたる琉球情報と中国情報を、整理してまとめた書なのである。

それについては、やはり戸部良熙を中心とする土佐側の儒者等の優れた学識と、それによく答えた潮平親雲上等の経験や知識・教養によるところが大きいと思われる。「土佐歌人群像（十）」、および『高知県人名事典 新版』の「戸部良熙<sup>5</sup>」によれば、戸部良熙（一七一三～一七九五年）は通称は助五郎、愿山と号した儒学者。祖父の代から土佐に移り、父義助は散楽謡曲によって藩主に仕えた人物。良熙も父の後を継ぐが、志は儒学にあり、京都で経学、神道、天文、歌道、医、有職、剣法を学んで、宝暦九年に国校が建てられるに及んで教授役に抜擢され、七十八の歳に至るまでその職にあった。良熙は博覧強記、諸般の学涉猶せざるものなく実に当時における異常の人材であったという。琉球船が漂着した宝暦二年の年は良熙五十歳の時であった。学者としては、油が乗りきっていた時期ではなかったか。『大島筆記』の外に『韓川筆話』『見聞録』『国号考』『白明義士話』『小松社詣記』『土佐国一宮考』『大港考』等があるという。【へ】には、漂着者を調べるに当たって「從<sup>二</sup>高知<sup>一</sup>被<sup>二</sup>差立<sup>一</sup>人数」として「安芸権七吉田孫助植木惶齋深尾春悦戸部助五郎儒者有沢助三郎同人岩井少平書家」の名が見える。このメンバーは『大島筆記 三・四』（下巻）末尾の「以上参会ノ諸人」とも一致し、良熙は儒者の一人として、高知から宿毛に出張したことが分かる。このうちの植木惶齋（挙因）は、送別の席で戸部とともに都合三首の漢詩を贈った人物である。植木挙因（一六九八～一七七四年）は医師であり、土佐藩の儒員で通称は敝斎。「上京して玉木葦斎につき神儒の学を受けた」人物である。挙因の

師「玉木葦斎」は、良熙の師のひとりでもある。潮平の「家頼大田」が病気になった時、孝因が診療している（雑話上）。孝因が著したものに「土佐三部作」といえる『土佐国水土私考』『土佐国淵岳志』『陸沉奇談』がある。また、「岩井少平書家」には「子昂千字文ヲ正面摺」にしたものを贈っている（雑話下）。子昂は篆隸楷行書の各体に秀で、一世を風靡したという趙孟頫（一二五四〜一三二二年）のことである。

『大島筆記 三・四』（下巻）末尾には、「以上参会ノ諸人」の後に「多ク尋ルニ任セ申タル話也適々尋ザレトモ申タルモ有皆合セ録スル事如此」とある。なるほど、『大島筆記 三・四』『雑話下』などは、特に「茶」に関する章段が四段連続したり、「紙」に関する章段が七段も連続したりするなど、類從的な章段が続く傾向がある。これなどはまさに「多ク尋ルニ任セ申タル話也」であろう。また、『雑話上』には「照屋里之子云ヘリ」、「祖願ヨリ云ヘリ」、「長嶺云ヘリ」、「宜須寿里之子親雲上申スニ」、「潮平子ナト云」という記述がみられ、おそらく、後述する潮平親雲上以下の潮平子、長嶺までの士族層を集めて、派遣されたメンバー一同が聞き書をしたのだろうと考えられる。もっとも、それに答えるのは主に潮平親雲上であり、それを聞くのは主に戸部だったと思われる。特に、「云ヘリ」というような記述がないものは、多くが潮平親雲上が中心となって答えていたと推測される。しかし、前述した「土佐漂着船に関する文献（元）」中には、『大島筆記』を補う史料として「琉船覚之書付」（『見聞録』第一編卷三、戸部良熙編）の紹介があり、これには、琉球船発見から大島への曳航の記録、

漂着船帰帆時の土佐藩と薩摩藩との遣り取りの記録、漂着船の積み荷の記録（「送り状」）等が記されている。また、「宝暦十二年琉球船漂着之次第」、「船具」、「琉球国船切手写」、「船荷物」、「聞書写」からなる【リ】も『大島筆記』の基礎史料の一部だと考えられるが、「船具」や「船荷物」の記載等は「琉球覚之書付」の紹介記事と一部重なっている。すなわち、『大島筆記』は行政上の記録的な報告をはずしてまとめられたことが窺われる。良熙等は藩から派遣された以上、漂着・曳航までの細かな経緯、漂着者のリスト、宗門の調査、積み荷の調査、武器の有無、土佐滞在・帰帆時の記録等々、細かな報告書を収集したり、作成したりしたはずである。一方、『大島筆記』の中には漂着者からの単なる聞き書記録ばかりではなく、『大島筆記 五』（附録）等に久志親雲上作の「雨夜物語」が収録されているように、琉球側が持っていたと思われる資料の収録もある。すなわち、『大島筆記』は単なる宝永十二年の琉球船漂着記録ではなく、当初からまとまった琉球紹介と琉球を通した中国紹介を目差して、内容を整理し編纂した書だと考えられるのである。

さて、次の第三回目の漂着は、寛政七（一七九五）年五月二十六日土佐幡多郡下田浦へのものである。この時の記録は、以下のものである。

・【ヌ】『豊策公紀』第二十六卷「寛政七年五月二十六日」土佐山内家宝物資料館蔵

・【ル】「安芸歴民館史料九五―一（寛政七卯年五月廿八日達 琉球船漂着二付き下田浦より註進状写

他）」（『頓狂亭探古―幡多地方古文書解読集』小野義廣、自家版、一九九六年刊）

- ・【ユ】「下田日記」(『土佐国群書類従7 災異部漂流部』高知県立図書館、平成十七年刊)
- ・【ワ】「宇留麻話」(『土佐国群書類従7 災異部漂流部』高知県立図書館、平成十七年刊)
- ・【カ】「南路志卷七十九 (琉球船漂着之記)」(『土佐国史料集成 南路志』第七卷、高知県立図書館、平成六年刊)

なお、資料はそれぞれに内容が重複している。

この外、未見の史料として前述した「土佐漂着船に関する文献 (完)」中に『大島筆記』を補う史料として「琉船覚之書付」(『見聞録』(戸部良熙編)第一編卷三)や、『土佐国群書類従7 災異部漂流部』の「宇留麻話」の「解説」で指摘されている「宇留麻話」の「異本」とあるという「琉球談話」(山内文庫)、『中村市史』<sup>9)</sup>の中に一部紹介されている三度目の漂着史料である「小野文書」等があり、新たな関係史料は今後も出てくることが予想される。さらに、三回とされる土佐への琉球船漂着についても、『中村市史』、及び『日本歴史地名大系 高知県の地名』「下田浦」<sup>10)</sup>の項に「寛永十七(一六四〇)年」に「下田」(第三回目の漂着地と同じ場所)へ「琉球船」が漂着した記述がある。これは、『山内家史料 第二代忠義公紀 第三編』<sup>11)</sup>及び、『南路志卷五十七 (琉球船佐賀浦へ寄来るにつき馳走)』(『土佐国史料集成 南路志』第五卷、高知県立図書館、平成五年刊)で確認できるもので、寛永十七(一六四〇)年十月下旬の記事に、「琉球かりうたのふね」が薩摩から帰路、「難風二遭」い「寛永十七八年之比十月下旬琉球船佐賀浦ニ来掛り有レ之(途中省略)其大将をはおぼぐすく

と申候まつがねうみしろうらすへなど、申者上下十六人并松平大隅守殿御内名字志摩之助と申者乗船いたし居り候」（『忠義公紀』）と記されたものである。船には、頭役の大城と松金、思次郎、浦添と薩摩役人松平大隅守殿御内の志摩之助等、十六人が乗っていたという。記事は、「諸頭分は佐賀浦江呼上饗応いたし末々は船中に而馳走仕候」後、「佐賀より漕船を出し送帰し申候」とあり、それ以上は詳しいことを記していない。残念ながら、今のところ本稿では利用できる史料ではない。しかし、それに関わる詳しい史料の開拓は充分に予想され、琉球船の土佐への漂着は四度程度ではなからうと思われる。

これ等【イ】から【カ】の三回にわたる漂着史料の内、各年代の藩主「公紀」は藩と漂着地との連絡や報告等の行政文書的な性格が強いものが多いが、なかには『大島筆記』に記されているような漂着者からの聞き書史料もあり、一部だが漂着者が書面によって提出した史料もあって、多岐にわたる琉球関連の興味深い情報が含まれている。特に、あまり知られていない三回目の漂着者からの聞き書記録である【ル】【ヲ】【ワ】は、琉歌や琉球語を含む文芸的な情報が収められている。しかもそれらは漂着者等が下級士族や百姓クラスの者達を中心であることもあって、教養人だと思われる潮平親雲上等の士族層を中心とした『大島筆記』の聞き書とは、異なった庶民的な世界を垣間見ることができるのである。また、一回目の記録についても【ハ】と重ならない【ロ】の後半以降の史料は、文芸的

な情報を含む「雑話」的な興味深い記事が収められている。これらは、『大島筆記』を遡る六十年前の近世琉球における比較的早い時期の情報として貴重であり、また『大島筆記』が形成される土佐藩側の聞き取り記録のありかたを考える際の参考になるものとしても、重要なものなのである。

本稿は、琉球船の土佐漂着史料を考察するに当たる手始めとして、現在入手した【イ】から【カ】の三回にわたる漂着史料を横断的にみながら、それぞれの漂着を解説しそこに登場する興味深い人物を一人ずつ選んで、若干の考察を加えて人物像を描いていくつもりである。なお、本稿の続編として別稿に筆者が関心持つ文芸的な内容の聞き書、特にヤマト文芸の享受と琉球関連の文芸、琉歌の紹介と若干の考察を用意するつもりである。

#### I. 宝永二（一七〇五）年の漂着

##### イ. 宝永二（一七〇五）年の漂着について

一回目の漂着は、宝永二（一七〇五）年七月十二日の幡多郡清水浦へのものである。進貢の任務を終えて同年（一七〇五）六月二十三日に福州から出た「大通事奥間親雲上」以下八十二人を乗せた琉球船が「阿蘭陀船三艘」につけ回され漸く逃げ切った後、「大風」に遭い土佐に漂着したというものである。土佐滞在は、土佐藩に琉球船送還のマニユアルが出来ていなかったために、土佐藩は「七月二十日、江戸・長崎・薩摩・京阪へ夫々使者を差し立てたが、種々の交渉に意外の遷延を来たし、長

崎奉行に談判すべしとの差図もあれば、薩摩藩へ引き渡せとの命令もあって、幕府の指令両端に出で、五ヶ月を経過して十一月四日漸く琉球船を清水浦に於いて薩摩使者に引渡した<sup>12)</sup>というものであった。さらに、「琉球人」達は鹿児島で三ヶ月程留められ、本国に着いたのは翌年の二月下旬であった。この間、土佐滞在中に船頭安波連の「家来小峰」が亡くなっている。『土佐清水市史』<sup>13)</sup>には、「小峰」の墓は「清水浦蓮光寺墓地に石碑が建てられている。現在、同墓苑内の清水浦歴代庄屋であった浜田家墓地のなかに水成岩の浜石の形そのままに面をみがき刻字した墓がそれであるが、碑文字は摩滅して判読困難である。亀井釣月著沖本樵児補註になる『幡南探古録』には「覚空宗本信士、宝永二年乙酉九月十六日 琉球国小ッ（文字摩滅）」と碑文字を伝えている」とあり、墓の写真も掲載されている。【ロ】の中に収められた「中山源助覚書 自筆之写」の「十月朔日」の記事に、

小峰葬之儀琉球人共に出会願之通念を入申付石を疊ミ自然石之四尺斗有之石塔立申候墓所は蓮光寺とあり、石塔は「琉球人小峯墓と切付」させたとある。『幡南探古録』の「琉球国小ッ（文字摩滅）」は「琉球人小峯墓」と記されていたのか。「中山源助」は「御横目」、「庄屋五右衛門」とも庄屋である。『土佐清水市史』に出る「清水浦歴代庄屋であった浜田家」とは、「庄屋五右衛門」とともに漂着者の面倒を実際にみた「浜田五郎兵衛」の家をいったものと思われる。なお、蓮光寺（現、土佐清水市元町）は、「清水港を見下ろす小山丘上にある。金色山来迎院と号し、本尊阿弥陀三尊。浄

土宗<sup>(14)</sup>の寺である。

実は、漂着者が土佐に滞在していた五ヶ月の間、大通事奥間親雲上、才府松田親雲上、官舎嶋袋親雲上、脇通事志多伯親雲上、大筆者平良親雲上、脇筆者岸本親雲上の士族の六人は、「人質」として「御馬廻」以下の警備の元にこの二人の家に分散し逗留させられていたのである。【ハ】の記事に次のようなものがある。

一琉球船より人質陸江上置候儀、今日私儀琉球人江申談候へと藏人申附、首尾相調、今日より琉球人頭分之もの共三人ツ、庄屋五右衛門宅ニ差置、浜田五郎兵衛と申郷士之家繕事為仕候。今暁出来仕筈ニ御座候ニ付、明朝より五郎兵衛宅ニ差置、申筈ニ御座候。(途中省略) 御番ハ、御馬廻老人、郷侍五人、足輕拾人、貝役、不寝番老人宛、尤足輕も二人宛不寝番・夜廻り、其外町並之夜廻り番堅固ニ申付候様ニ藏人申付、其旨申付置候。

おそらく、これは琉球船が漂着三日後の十五日に「琉球船碇を揚伝浪を入櫓を立合、既に船を可出ス体候」であったため、土佐側は慌てて庄屋五右衛門が「薪水等」を持って琉球船に乗り込み、城からの指示を待って行動してほしいと説得した事件と連動していると考えられる。その時、五右衛門は「当月十五日ハ二百十日と申日、日本ニ而ハ船乗候義嫌申日柄ニ候間、御見合可然と申」と述べたという。五右衛門は必死に説得した様子が窺える。この事件があって、「頭分」が人質になったのである。五右衛門は「琉球人頭分の者共三人充」を人質として預かり、琉球の人々と最も接触し面倒を

見た人物のひとりである。【ロ】には、志多伯親雲上が五右衛門に「栗鼠ニ葡萄之絵掛物紙表具也右一幅遣候也此絵は本唐ニて調申由古キ絵也」を贈った記事がある。志多伯は中国で手に入れた貴重な絵を、礼として贈ったのであろう。【イ】にある「歴代事跡」によれば、五右衛門はこれらの働きのより名字帯刀を許されている。なお、戸部良熙の随筆『韓川筆話』（明和六（一七六九）年、写本、国会図書館蔵）には、琉球船と対処するのに「五右衛門其時ハ刀をも許されず姓をも名のらさりしに帯刀にて当浦之庄屋と姓名を申通し」たとある。五右衛門は当時士族身分の者としてふるまい、琉球の人々に対処していたのである。

もうひとつ興味深いことは、この時の漂着が琉球において書物になっていたようで、第三回目の漂着者がそれを話しているのである。史料【ル】に「宝永年中清水へ来候琉球ノ船ノ事彼国ニテ書物ニ相成世間ニ多有之よし土佐守様御状もアリ孕石ト申御家老帯刀ト申御連名之状見シト琉球人義間筑登之咄也」とある。記事に出る「孕石ト申御家老」とは、奉行孕石主水のこと、史料【イ】【ロ】にその名が出てくる人物である。儀間筑登之は、三度目の漂着史料にしばしば登場する人物で、八重山島詰医師石川親雲上の従者（三十五歳）である。儀間が見たという「書物」はどのようなものか分からないが、一般的に漂着者は琉球に帰ってからなんらかの訊問があり、報告書が作られたと考えられるが、儀間が見たというのはそれなのか。それにしても、それが儀間のような立場の人間が見ることができるものなのかどうか不明である。あるいは、漂着者のだれかがこの間の日記を記していて、そ

れが広く伝わり儀間も見たのか。いずれにしても、ほぼ百年近く前の漂流の記録を後の漂着者が読んでいたことに、土佐側は驚いたに違いない。

さらに、もう一つ【ト】『大島筆記』に、

一先年清水浦へ漂着セシ親雲上共へ五台山縁起ヲ被遣タルユヘアノ辺ノ景地ヲ承及び此度モ大様相尋ネ吸江辺ノ様子承リ甚面白ガリシ様也其節被遣タル硯石ノ硯石城田親雲上ノ家ニ有リシヲ長嶺幼少ノ時見タリシ由云ヘリ其折漂着セシ者今ハスベテナキ由也

という記事がある。「五台山縁起」は【ロ】によれば「五台山文珠縁起一冊」のことで、帰国に際して「同霊宝書付巻通」等とともに、漂着者等に贈られたものである。五台山は、「浦戸湾の北東岸にあり、標高一三八・八メートル。大小五つの峰からなる。(途中省略)行基はこの地に聖武天皇の勅願寺として竹林寺を開き、空海も訪れて竹林寺を中興したという。文保二年(一二三二)夢窓疎石が、西南の湾沿いに庵を結んだ。現在の吸江寺の前身である」という由緒あるところ。この「縁起」を、五十七年後の二度目の漂着者等が知っていて「吸江辺ノ様子承リ甚面白」がったというのである。あるいは、潮平等は「五台山縁起」を実際に見て知っていたのではなく、前述した儀間が見たという宝永二年の漂着の「書物」で知ったのかもしれない。また、「其節被遣タル硯石ノ硯石」とは、【イ】「御日記」「十月十日」にある次の記事のことか。

一久八被遣候節琉球人へ土石硯石被遣候付御書御差添被成則左記

此硯石 故邑之産為送行驗所寄也帰国之後於玩賞せ可為本懷歟

「硯石トセキノ硯石」（土石硯石）とは「故邑之産」のもので、「久八」（郷久八か）が「送行驗」として贈ったものだとなる。しかし、同じく【イ】の「皆山集」に「十月十五日とせきの硯石三ツ 親雲上共へ平内與惣右衛門致ニ挨拶一遣候」（注、「平内」は「真辺平内」、「與惣右衛門」は「近藤與惣右衛門」か）ともあり、硯石が二度にわたって琉球側に贈られたのかどうか分らない。しかし、この硯のひとつを「城田親雲上ノ家ニ有リシヲ長嶺幼少ノ時見」たというのである。硯石は、「帰国之後」「玩賞」されていたのであろう。長嶺は後に詳しく述べるが、【ト】に潮平親雲上に次いでその名が出る人物である。

【ト】に「其折漂着セシ者今ハスベテナキ由也」とあるように、五十七年後にはこの時の漂着者は誰も生きていないのである。

ロ・宝永二（一七〇五）年の漂着者、志多伯通事親雲上について

第一回目の漂着船乗船者に脇通事として乗船し、漂着船を訪れた儒者緒方宗哲と漢詩を交わした志多伯親雲上は、蔡温の腹違いの兄である蔡淵である。【ト】『大島筆記』『雑話上』の冒頭に「先年清水浦へ漂着セシ潜菴銘菴ナド皆久米村ノ者也潜菴姓ハ蔡名ハ淵銘菴姓ハ毛名ハ日新也」とある。すなわち、第一回目の清水浦の漂着者は久米村出身の者で、ひとりは「蔡淵」、もうひとりは「毛日新」

だといのである。真境名安興編「県史編纂史料・那覇ノ部（抜粹）」<sup>16</sup>では蔡淵の「號」は「潛菴」と確認できる。また、もうひとりの「毛日新」は、漂着者の筆頭に記される「奥間親雲上」の長男のことである。「毛氏家譜（三世 毛文英）」の初代「三世都通事諱文英」、及び「四世日新」の家譜には、まさに土佐清水浦漂着の記事が記されているのである。<sup>17</sup>「文英」の記事で示すと、康熙四十三年（中国年号、一七〇四年）に進貢船の「在船都通事」として「耳目官温開榮森山親雲上紹長正義大夫蔡肇功牧志親雲上」に従って十一月二十四日那覇を出航し十二月三日無事に閩（中国）に着いた後、公事全竣翌年六月二十四日同使者夏降安松田親雲上賢宏在留通事蔡淵志多伯通事親雲上等在閩開洋走得数日遭颶風東西難辨或風不□<sup>（動力）</sup>髮隨潮漂流遂飄到土佐国清水地方 時土佐太守札待甚厚更賜宇治茶諸白各色紙佳蘇魚海參硯石等物十一月初十日蒙 薩州太守遺讀良權左衙門殿等引路□此二十日転到薩州内裏地方時松田親雲上官領貨物運到覺府照例投納故其翌年丙戌二月十六日坐駕原船帰国とある。家譜によって、漂着者リストの筆頭に記される「大通事奥間親雲上」は毛文英、二番目に記される「才府松田親雲上」は夏降安、そして「脇通事志多伯親雲上」は蔡淵であることが、分かるのである。毛日新は「康熙四十一年（一七〇二年）」に「習礼読書」の為中国に赴いた後、父が任務を終えて琉球に帰る船に同船し、親子で漂流したのである。しかし、第一回目の漂着史料には漂着者「八十二人」のうちリストにその名があるものは、【ハ】が五十八人、【ロ】は五十六人であり、日新らしき者の名は見当たらない。【ロ】は名が記されていない者をまとめて「役者之供」と記している

が、日新は「役者之供」、すなわち、なんらかの役職に就いた乗船者ではない故に、その名が記されていないと推測される。名が略された日新のような「役者之供」が、この漂着船には二十人以上は乗っていたのである。第二回目の漂着でも触れるが、案外乗船者は親類関係者や、知り合い同士の者が乗っている傾向が窺える。おそらく、琉球と中国・鹿児島との往来は、縁故を頼って乗船するケースが、相当にあったのではないかと想像されるのである。家譜によれば、日新は漂流から四年後、「康熙四十八（一七〇九）年」、「在留通事」として公務を終えて帰国する途中、颱風に遭い船が沈んで死亡している。「享年三十五」である。

蔡淵は、蔡温の父蔡鐸と母との間に女子二名が生まれた後、「十有四年」子供が出来なかったために家を継ぐ「男子」を生む必要から、志多伯村神谷筑登之親雲上女真多満を「側室」ととって生まれた子で、その二年後に正妻の母から温が生まれたのであった。淵は「康熙庚申之秋」（一六八〇年）の生まれだということから、漂着時は二十五歳であったはずである。<sup>18</sup>【ロ】【ハ】【ニ】には、土佐滞在中の「七月十六日」に儒者緒方宗哲等が密かに船を訪れ、志多伯親雲上に詩を所望したことが記されている。志多伯は「即座」に詩を作り、宗哲も「同日」、「次韻」する詩を贈ったことが記されている。【ハ】に以下の記事が記されている。

一七月十六日酒屋喜兵衛案内者にて、何者共不名乗、源助殿勝蔵殿宗哲老琉球船へ被参候節、志多伯親雲上へ真邊平内殿詩を被致所望、即座二作申候。

## 偶値惜別

無レ心偶一値フ豈無シヤレ縁 萍一水相一逢情更ニ一全シ

同一醉同一眠ル君莫レ惜ムコト 明朝各ニ別ル北一南ノ天

宗哲老船より被罷帰、同日越浦より次韻遣ス。宗哲老岡柳庵と申近辺之藪医師之申なしにて罷越候

## 次韻志多伯大人

選レ一ニ返ス舟中ニ一似レタリ有レ縁 音一書従レ此報ニセヨ安一全一

不須機一ニ巧南一車ノ手一 風一浪何ソ一妨ン鴻一雁ノ天

漂着してからまだ一ヶ月も立っていない段階だったので、その処遇がはっきりしなかったのか、宗哲等は名を明かさずに志多伯等にあっている。そのためか、志多伯の詩に対して即韻しなかったであろう。志多伯親雲上の父、蔡鐸（志多伯親方）は、蔡鐸本『中山世譜』（一七〇一年）の編纂者であり、『歴代宝案』第一集（一六九七年）や『琉球国中山王府官制』（一七〇六年）の編纂スタッフであるが、漢詩人としても知られ漢詩集『觀光堂遊艸』（一六九〇年）は、『中山詩文集』（一七二五年初版）に収められている。また、淵の腹違いの弟、蔡温は、二十四年間も三司官を勤めた人物で蔡温本『中山世譜』『平時家内物語』『御教条』『独物語』など多くの著書を残した。詩文集『澹園詩文集』もあつたといわれて、親子ともに詩文をよくした人物である。<sup>19</sup> 淵は当時二十五歳とはいえ琉球側を代

表して、詩を詠んだのだろう。【ロ】等には記されていないが、『南路志』巻四十二（『土佐国史料集成 南路志』第四巻、高知県立図書館、平成四年刊）には「於<sup>ニ</sup>幡多郡清水浦<sup>一</sup>贈<sup>ニ</sup>琉球国志多伯親雲上<sup>一</sup>書 緒方宗哲」が記されている。宗哲の「次韻」には、「書」が付いていたのである。その冒頭は「向<sup>レ</sup>叩謁<sup>三</sup>官使贈<sup>二</sup>面論<sup>一</sup>、感欣深重。其容貌語言、甚閑雅。所謂不<sup>レ</sup>辱<sup>二</sup>君命<sup>一</sup>者必斯人也。且与<sup>二</sup>足下<sup>一</sup>对接見<sup>レ</sup>示<sup>ニ</sup>佳什<sup>一</sup>。何幸得<sup>ニ</sup>此良偶<sup>一</sup>哉」というもので、志多伯の「容貌語言」の「甚閑雅」なこと、会った際に「佳什」（すばらしい詩）を示されたこと等を述べて、志多伯を称えている。一對の詩は、「次韻」とあるように同じ字で韻が踏まれている。ここに、文人等による交流があったのである。蔡淵の漢詩はほとんど知られていなく、この記事は貴重である。

なお、「次韻」した緒方宗哲（一六四五～一七三二年）は、名を維文、姉が伊藤仁斎の妻であった関係から儒学の古学派（堀川学派）に学び、一家をなす。四代藩主山内豊昌の時、延宝七（一六七九）年招かれて侍読となり、享保七（一七二二）年の死没まで前後四十四年間、例年藩主帰国の際京都より扈從して翌年の参観出国まで高知に在るを常とした。宗哲の漢詩についても、土佐に残されたものは極めて少ないという。宗哲の編著と推察されるものに『土佐州郡志』がある<sup>(20)</sup>という。

興味深いことに、九十年後の漂着史料に志多伯親雲上のことが、次の様に出てくる。

一 先年清水江来りし琉玖人之内、志多伯親雲上ハ能書<sup>二</sup>而、手跡今以所持之者多し。是を尋候へは、尔今志多伯村を領し、清水へ来りし者より今の志多伯親雲上までハ三代被成と言。（【ヲ】）

○宝永年中、清水浦江漂着ノ志多伯親雲上モ久来（筆者注、米の誤り）村ノ人ノ由。伊良皆親雲上  
 など同村ノ由。（【ワ】）

○中山世譜ヲ書タル紫大夫蔡温ハ、宝永年中清水ニ漂着ノ志多伯親雲上銘菴ノ父ノ由。伊良皆話。

（【ワ】）

【ワ】のはじめの記事は【ル】にも出るものだが、奥間親雲上が久米村出身でしかも第一回目の漂着者の筆頭でありながらこの名が出ず、志多伯の名が出るのは九十年立った土佐では、志多伯が有名だった証拠である。これは、先に述べたように儒者緒方宗哲と漢詩を交わした文人であり、【ヲ】に記されるような能書家として知られた人物だったからであろう。【ヲ】には、土佐では「手跡」を今でももっている者が多くとあり、宝永当時の漂着者、蔡淵志多伯親雲上から三度目の漂着の時代の志多伯親雲上は、三代を数えるとしている。これを裏付ける記事は、【ロ】の「覚 真辺丙内聞書」の中に「大筆者不宜ニ付志多伯親雲上ニ為書三枚差上申候事」という記事がある。何を書かせたのかは不明だが、大筆者の平良親雲上が書いたものより志多伯が書いた方がよく、志多伯に書かせて差し出したという記事である。同じく【ロ】にある「中山源助覚書自筆之写」に「志多伯へ墨跡之礼申候」もある。志多伯が手跡を乞われて、応じていたことが分かる。中山源助は「御横目」である。【ヲ】はこのような人々に手跡を乞われ、それが九十年の後まで伝えられていることを記しているのである。

【ワ】の後の記事は、伊良皆親雲上の勘違いであろう。『中山世譜』は淵の父、蔡鐸も携わってお

りこれを蔡温が「補訂」して、二十四年後に蔡温本『中山世譜』を編纂した。そのようなことがあって、記憶の混同が生じたのであろうか。また、蔡淵の「號」を「銘菴」としているが、これも前述した通り蔡淵の「號」は「潛菴」である。「銘菴」は、毛文英の長男、毛日新である。これと、誤っている。ここでの伊良皆の話は、二重に誤っている。いずれにしても、蔡淵志多伯親雲上は土佐の人々の間では関心が持たれ続け、度々話題になったことが窺える。なお、伊良皆親雲上は鄭崇基真栄里親方である。これについては、後述する。

この他、【ロ】にある「中山源助覚書自筆之写」に「志多伯より平内（筆者注、真辺平内（丙内））へ黄紙少々致所望候琉球国にてハ中城押立候饗応之節床之飾ニ仕候由」があり、蔡淵が王子（中城）就任の祝の席の床の間に飾るために、土佐側に黄紙を所望している記事である。王子とは、尚貞王の後を継いだ尚益（在位一七一〇年～一七二二年）のことか。益は、漂着時には読谷山王子だが、その二年後の一七〇七年に読谷山王子から中城王子（次代の国王）になっている。それに備えての「所望」だったのか。結局は、親雲上六人へ「黄紙淺黄紙五帖充」が贈られている。

## II. 宝曆十二（一七六二）年の漂着

### ハ. 宝曆十二（一七六二）年の漂着について

二回目の漂着は、潮平親雲上以下五十二人が乗り組んだ琉球楫船が宝曆十二（一七六二）年四月

二十六日鹿兒島を目差し那覇港を出港し、沖繩本島北部の運天港に入港した後、天候が悪く何度も運天港での出港帰港を繰り返し、漸く七月十三日に運天港を出港したものの、翌々日の晩から大風に遭い、船の安定を図るために帆柱を切り捨て、舵を折損した状態で土佐幡多郡柏島沖を漂流していたところを七月二十二日に発見され、宿毛の大島に曳航されたものである。この楢船は、潮平親雲上を「頭役」にして「琉球の」産物ヲ積ミ薩摩ノ琉球<sup>カキヤ</sup>飯屋ト云へ荷ヲ上げ薩摩へノ拡方等」のために、鹿兒島を目差した船であった。【へ】に、この漂着者達について「去ル宝永二酉年參候琉球人見申老人ども此度之琉球人見申以前之者よりハ賤ク相見候様ニ奉レ存候」と記しているのは、驚かされる。五十七年前の琉球船の漂着を記憶している「老人ども」が、「以前之者よりハ賤ク相見候」と述べているのである。これは第一回目の漂着者達は中国からの帰国者であり、多数の士族等が乗船していたことが考えられる。それに対して、今回の漂着者は鹿兒島へ行く楢船であり規模も小さく、乗っている士族等も以下に述べるように多くはなく、その違いを述べたのだろうか。また、興味深いのは、この漂流時に潮平が「山ノ<sup>サン</sup>唄本唐ノ<sup>カコヒ</sup>様ニ見ユ」といったのに対し、船員の一人「定加子山城」（四十一歳）は十八年前（一七四四年）に奥州に流されたときの経験から「方角彼是ヲ考ルニ多クハ日本四国辺ノ地ナルベキヨシ」と的確に判断していることである。「頭役」等の士族層にも一度ならず、二度三度の漂流の経験者はいるはずだが（前述した毛日新や、後述する伊良皆親雲上）、船頭以下の水主等の中にも漂流や難船の経験者が相当数いたに違いないのである。

この漂着で意外に思われるのは、この船に乗っていた「船頭主従」以外のメンバーは、宜寿須里之子親雲上が潮平の弟、照屋里之子が潮平の従弟、潮平子が潮平の三男、上地、東恩納、大田は潮平の「譜代ノ家頼」、崎間筑登之は「頭役ニ付ク下役」、「手代」の諸見里筑登之と潮平の関係がよく分らないが、同船していた僧、祖願は潮平の「俗縁」の者で、「臨濟宗来光院林叟弟子」、「此度薩摩大慈寺」に参禅するために乗船していたのである。このように、ほとんどの者が潮平の身内の者か家の者であることである。

さらに、「船頭雇 若狭町村年二十九」と記される長嶺筑登之という人物も注目される。長嶺は「書ハ御家様ヲ書<sub>レ</sub>和文<sub>ヲ</sub>歌<sub>ヲ</sub>モ善<sub>ス</sub>北京<sub>ヘ</sub>モ一度<sub>ヲ</sub>参<sub>ル</sub>由<sub>ニ</sub>テ唐話<sub>ヲ</sub>モナセリ」という人物で、『大島筆記 五』（附録）に「永峯和文」を載せている教養ある人物であることが分かるが、彼は「平世祥」という唐名を持ち「但成<sup>タビモリ</sup>」という名乗りを持つ士族であるというのである。「長嶺ハ琉国ニテハ那覇官ノ下ニ居ル筑登之ニテ薩摩通用ノ下役人ナルヲ此度船頭ヨリ筆者ニ雇ヒ来タル也」といい、「琉国ニ七十余ノ母ヲ残シ箇様ニ撫養ノ為雇レ来ルニ漂流シテ老母ヘ氣遣掛ル事本意無キ事ナド云落涙セル事モ有シ也」という。すなわち、長嶺（永峯）は士族でありながら充分な役職に就けずにおり、それを「船頭高良」が「筆者」として雇ったのである。当時は財力を持った「船頭高良」というような町百姓が、職に就けずにいる長嶺のような士族を雇うようなことが、あったのであろう。ただし、長嶺が「北京ヘモ一度参タル由」とあったが、実はこれは潮平に付いていったものだった。『大島筆記

三・四「雑話下」の冒頭、「北京へ往還大略」の記事を記した最後に「此時分潮平二付長嶺モ始テ北京へ行シトイヘリ」とある。この時、潮平は長嶺に「嚴州ノ内」にある「富春江」の廟の前に立つ「明ノ天啓年中徐告ト云ガ作タル詩石碑」を「正面摺ニ長嶺スラセテ持テリ」として、その詩が『大島筆記』に載せられている。潮平は、それを鹿児島に持って行くつもりだったのだろう。長嶺と潮平の關係は旧知のもので、おそらく「船頭高良」へ潮平が頼んで、「雇」にしてもらったのであろうし、潮平は高良とも親しい關係であつたと想像される。土佐に漂着した琉球楫船の乗組員は、そのような潮平一家ともいえる人々だったと推察される。

第三回目の漂着史料【ヲ】に、

一親雲上、筑登之ハ、小身ニ而奉公も難勤体の者ニ付、四五年三遍(三)(筆者注。四五年に一遍か)程允国王へ願を出し、八重山島、宮古島、又ハ福州辺へ商ニ行事を許サル。其余力を以奉公も勤由。儀間咄也。兼城筑登之杯ハどふか町人の風有之。不審ニ思ひしか是ニて合点行候也。

という記事がある。まさに長嶺が「船頭高良」に雇われる状況が窺える。船頭もそうだが、船に乗る人々は一定の私的な交易品の持ち込みが許され、それを当地で売り、また当地で商品を仕入れて琉球で売るということをして、生活費を稼いでいたのである。これを話したのは先に名が出た八重山島詰医師石川親雲上(四十一歳)の従者、儀間筑登之(三十五歳)である。実は、彼は士族であり、医師石川親雲上は百姓身分の者である(【ヲ】)。また、「町人の風」だという兼城筑登之(三十五歳)も士

族。これが、水主として船に乗っていた人物である。後述するが、兼城筑登之は漂着時、病に伏していた頭役伊良皆親雲上に代わって、土佐側の窓口になった人物である。それで目にとまり「不審」に思われたのであろうが、長嶺も「船頭主従」のなかにあつて目立ったのか「長嶺人物日本人ノ様子有テ其事ナド内々不審セシニ帰国ノ前二聞ハ」と尋ねられ、「昔源平ノ合戦ノ時平氏ノ内琉国へ落行タル者ノ子孫ナル由」と答えたという。長嶺の「氏」の「平」も、平家に出自があることに由来したものでらう。

長嶺は『氏集 首里那覇』の「十六番」に出る「二〇一二 新参元祖平陳慶金城筑登之但記四世長嶺筑登之親雲上但満支流六子平世祥長嶺筑登之但恭」のことかと思われる。ただし、名乗りは一致せず「但恭」は「琉国ニ在ル子名乗ハ但恭ノ由云ヘリ」とあるように、長嶺の子の名乗りになっている。その違いはあるが、長嶺は「元祖」を「平陳慶金城筑登之但記」とする新参士族の「四世」の「支流」(六子)にある者だということが分かる。この「元祖」が平家の血を引く者だというのだから。おそらく鹿児島から那覇に移り住んで、新参の士族になったのだろう。『氏集 首里那覇』の二〇〇八から二〇一二は、長嶺の一門を記したものだ、そこに「二世」の記述はない。つまり、実質、長嶺の曾祖父か、曾祖父の代に相当する人が「元祖」だということか。すなわち、長嶺の家は琉球に移り住んでまだそれほどの歳月が立ってはいなく、しかも、多く鹿児島と那覇との交易や航海に携わってきた家であると思われ、長嶺はどこかヤマト風な振る舞いがあって「長嶺人物日本人ノ様子有テ」と見ら

れたのだろうか。三度目の漂着者、「町人の風」だという兼城筑登之も「日本人ノ様子」かは別として、他の水主等とは違った物腰が柔らかな教養の素地が窺える人物だったかもしれない。それはともかく、那覇士族のなかに、平家伝承を持つ家があるのはたいへん興味深く、沖縄本島における平家伝承の記事として貴重である。

ところで、『大島筆記』に「船頭雇」に過ぎない長嶺の和文（「永峯和文」）が載るのは、ある意味では異例のことではないか。『大島筆記』は長嶺に注目し、かなりのスペースを割いて長嶺の記事を記している。これは、良熙等が想像以上に長嶺に接触し親交を結んでいたことをもの語るのではない。理由はよく分からないが、良熙としては潮平だけではなく、多くの人間から情報を得たかったに違いない。長嶺は、それによく答えたのかもしれない。穿った推測かもしれないが、【へ】のなかに「右船頭と相申者之名潮平親雲上と申候此者之言語ハ通詞候得共余ハ曾而相通詞不レ申候由ニ御座候」（七月廿九日）付けの「覚」という記述があり、【リ】にも「潮平親雲上至テ能弁アイサツ方も水の流るゝことくにし」という評価がされているが、潮平は当初警戒して土佐との窓口を一手に担い情報をコントロールしようとした節が窺える。あるいは、土佐側の調査が不十分だったのかもしれないし、「船頭主従」以下の者はその対象ではなかったのかもしれないが、潮平親雲上以外の者は「曾而相通詞不レ申候由に御座候」ではなかったはずである。少なくとも、長嶺などは相当に言葉が通じたはずである。良熙はそのことにある段階で気が付き、長嶺からの聞き取りをしたのではないかと想像

するが、どうであろうか。

二、宝暦十二（一七六二）年の漂着船乗船者、潮平親雲上

〈潮平の家筋〉潮平親雲上は、漂着者の筆頭に名が記された漂着船の「頭役」である。豊富な琉球情報が入った『大島筆記』が成立したのは、主要な情報提供者が豊かな経験と教養の持ち主である潮平親雲上であったことと、その情報を引き出し整理編集した土佐藩の優れた儒者、戸部良熙等であったことによる希有な邂逅ともいえるところが大きかろう。

潮平の家譜は不明であるが、【ト】『大島筆記』（上・琉人漂着次第）には潮平に関する情報が記されている。それによると、潮平は漂着当時五十三歳。「年齢ヨリハ余程更テ見エシ」とある。【ト】（下・雑話上）に「潮平先祖ハ浦添ノ出ニテ官ハ鎖<sup>サス</sup>ヲ勤タリ」とある。その後、乱があつて「農民ニ落居」したが、「慶長十六年薩摩黄門様」の「帳箱ナト荷フ夫役」の時に「黄門様」の目にとまり家筋を尋ねられて「本ノ官ニ復スルノ命有テ今ニ至マテ代々親方親雲上ヲ勤メ申スト云ヘリ」という。「鎖<sup>サス</sup>」は御鎖之側ことで、三司官に次いで表十五人衆といわれる王府の中枢を担う役職のメンバーで、「外国通用ノ事ヲ司ル大夫」とあるように「外国行き船舶の点検・在番奉行との交渉・外国船渡来時の接待などの外交に関すること」などを担当する役職である。<sup>(23)</sup> 唐名は翁士璉、名乗りは盛成<sup>モリシキ</sup>、「若年ニテ親ニ離レ十一人兄弟ナリシ若年ヨリ役方ヲ受ケ」奉公を重ねて兼城間切潮平に三十石の地頭地

を持ち、首里赤平に住まいがあったとある。男子三人、女子二人の子があり、長男は潮平里之子親雲上、次男は豊村親雲上（「同宗ノ家ヲ継セ」たとある）、三男が潮平子（漂着船に同乗していた）で唐名は翁文秀、名乗りは盛布モリス、女子の一人は既に嫁いでいるとある。【ト】には潮平に関する情報がある程度詳しくありながら、『氏集 首里那覇』にはそれに該当するものが見当たらない。ただ、「翁氏」で名乗りが「盛」ならば、『氏集 首里那覇』『九番』にある「翁寿祥国頭親方盛順」を元祖とする一門かと思われる。

「翁姓家譜（永山家）」<sup>24</sup>によれば、「一世盛順」は「正徳六年辛未」（一五一一年）に生まれ、「尚清王世代」（一五二七〜一五五五年）の記事に「嘉靖三十三年甲寅」（一五五四年）「勝連間切惣地頭職並石奉行御鎖之側」を任せられ、その後「紫冠」（親方位）に叙せられるとあるが、他は「雖然経年深遠不可知其細詳故略記焉」（年月が立ったので詳しいことが分からず、それを略す）とあり、「尚清王世代」（一五五六〜一五七二年）の記事に「嘉靖年間」（一五二二〜一五六六年）、つまり一五五六年から一五六六年の間に「三司官」を任せられ、「隆慶二年戊辰」（一五六八年）に「慶賀王舅」として中国に赴き二年後に帰国し復命し、「万曆八年庚辰（一五八〇年）四月一日」七十歳で亡くなると記されている。「浦添ノ出ニテ」という【ト】の記事は、家譜に「父母不知為何人」とだけあり分らないが（ただし、室は浦添親方良憲女真加戸）、「官ハ鎖オスヲ勤タリ」は、正しく「御鎖之側」を任せられたとする家譜の記述と符合する。やはり、「潮平先祖」は「翁寿祥国頭親方盛順」ということに

なるが、その後、乱があって「農民二落居」云々というのは、家譜に該当する記述がなく不明であり、盛順の任官等についての記述も時間的に大きな断絶もないので、【ト】の記事と対応していない。しかも、「慶長十六年（一六一一年）薩摩黄門様」云々については、「一世盛順」は既に亡くなっている。ところが、この家の「二世」は書家で有名な城間親方盛久（尊円城間）であるが、家譜によれば、盛久は「万曆八年」（一五八〇年）に「紫冠」（親方）に昇り、「万曆二十九年」（一六〇一年）に三司官に任ぜられたが、「万曆三十三年」（一六〇五年）に「鄭廻謝名親方」の讒言によって「爵位」をとられ「無官」となり、「浦添間切城間地頭職」に落とされている。しかし、その三年後の「万曆三十六年」（一六〇八年）に罪が解けて再び「紫冠」に昇っているのである。復官するきっかけが、「慶長十六年（一六一一年）薩摩黄門様」云々ということになると、三年ほど時期がずれるが、どうも潮平からの聞き書は、翁姓の「一世盛順」と「二世盛久」に関わる話らしいことが分かる。先に「潮平先祖ハ浦添ノ出ニテ」は、家譜にその記載がなく確認できないとしたが、あるいは「無官」に落とされて「浦添間切城間地頭職」となったのは、その出身だったのかも知れない。残念ながら、『門中風土記』<sup>25</sup>「一六翁姓（永山殿内）」にも、元祖の出身が浦添であるという記述は特に出でこないが、それらのことが家譜に書かれない（書けない）事情があるために、【ト】が記すような記事が一門の支流の家と思われる潮平に口頭伝承として伝わっていたということかも知れない。乱があって「農民二落居」したというのも、やはり島津侵攻をめぐる琉球王府の内部の対立が背景にある事件だと推測され

るが、まさにこれも家譜に記されない（記せない）事柄で、それが家の伝承として、関係する家にはあったということなのだろう。奇しくも、【ト】はそのような興味深い問題に触れた記事なのである。

【ト】（下・雑話上）には「先年御国へ漂着セシ松田親雲上カ子ハ私従兄弟ナリ」とあり、第一回目土佐への漂着者のひとりで、筆頭の次に名が記される「才府松田親雲上」の子は、潮平親雲上と従兄弟同士の関係にあるという。つまり、父方か母方か明らかではないが潮平の両親のどちらかが「才府松田親雲上」と兄弟の関係にあったのである。全くの偶然だとはいえ、驚きである。この松田親雲上の家譜が確認されれば、潮平の情報ももう少し分かってくるはずである。なお、三度目の漂着記録である【ヲ】（『下田日記』）に「先年大島江来りし潮平か事を尋しに、潮平ハ都二住居す。故二委キ事不存と言」という記述がある。土佐側が誰に潮平のことを尋ねたのかは分からないが、三度目の「頭役」伊良皆親雲上に尋ねたとすれば、伊良皆は那覇にある久米村の士族である（詳しくは、後述）。他の者も、ほとんど那覇に住む百姓身分の者（町百姓）か八重山出身者であり、「都」（首里）に住んでいた潮平のことはよく知らなかったであろう。

〈潮平の人柄〉【ト】（下・雑話上）には、潮平の家族と潮平の人物像に関する微笑ましい記述がある。

或日ノ物語ニ女ノ情ハアチナモノニテ存外ナル思ハク有第一私共小身ニテ娘数モテバ費用多キ事也私娘モ一人ハ婚礼サセシニ色々無益ナル事ヲス大体ハ左様モサセネトモ精クソレヲ制スレハ一

生クス／＼申スニヨリ事ニヨリ大目ニスル事モ有也小身ニテ娘數ハ中々コマリタル者也箇様ノ事ヲ  
 二才潮平子ヲサスメカ承リテヤ姉カ里返リノ節ニハ物取殿ノ御出ナド申シタリシホドニ呵リ且笑シ事杯候ヒ  
 シ

娘のいうことをこと細かに制していると一生ぐずぐずいわれる。だから、大方は大目にみる。「娘  
 數ハ中々コマリタル者也」と、潮平が娘に手を焼いていることを良熙にこぼしている記事である。潮  
 平の父親としての姿がかいまみられて、微笑ましい。潮平は、このような話が良熙と出来る程に親し  
 くなっていたのであろう。記事はこれに続いて、三男の潮平子を思いやる記事が続く。また、次のよ  
 うな記事がある。

詩ヲ乞シユヘ賦シ小序ヲ書遣ハセシニ見畢リ甚タ称美ニアツカリ却テ当惑イタセルト云又云ク此詩  
 文トリ帰テモ急ニ家族朋友ナドニハ見セラレヌ也アノ爺カフ云徳義ハ無ガト何レモ申サフ程ニ私ノ  
 仕廻際ニ子孫ヘ相渡サバ扱々ヨキ爺デ有タソウナト子孫ノ者ガ深メシフ可存然ハ此文ハ家ノ宝ト取  
 リ置キ申サフト申タ也良熙申ニ足下ノ様子カヽル難義ニ逢レナガラ屈タクノ氣モ見ヘズ数人入り来  
 リ何カヤカマシク問答ナドスレドアグミモ見ヘス万端殊外無造作洒落イサヽカモ胸中タクハ無様  
 ニ存スルカラ小序ノ中ニソノ様子ヲ書タル由申セバイヤ私ハ唐テモサフ申テ有タ私何学ンタ者デモ  
 無レトモドノ国ヘ参テモ無用捨ニ思ワクノアリノ俣テ有申スユヘ左ミヘ申スカ福州ニ居申タ時私ノ  
 舟ヘ捧托大胆魄翁爺ト書テ張テ有タ捧托ハカケ引ノ事カケ引ノ大胆至極ナオヤチシヤトナブラレ申

タオカシキ事デ有タト申ス

潮平に詩を乞われたので、序文も添えて贈った。それを見て潮平がたいへん褒められているので、ひどく当惑したという。潮平が「沖繩に帰ってそれを家族や友人等に見せるとあの親爺はそんな「徳義」はないなどといわれるので、私の臨終間際に子孫に見せれば良き親爺であったとしみじみと思われて、これを家宝にしてくれるだろう」といったのを良熙が聞いて、「あなたはこんな苦境にありながら屈託もなく、色々な人に煩わしく問われるのを厭きる様子もなく全てに面倒がらず気が利く対応をし、少しも心にわだかまりがないので、詩の序文にそのことを記したのだ」というと、潮平は「私は中国でもそのようなことをいわれた。私は特に何を学んだ者ではないが、どの国にあっても遠慮無く思うことをありのままにいうので、そのように見えるのか。福州では大胆な懸け引きをする親爺だという張り紙を船に張られたことがある」というような内容の記事である。潮平は率直で明るくユーモアに富む人物で、大胆な人物であったことが窺える。記事にある「小序ノ中ニソノ様子ヲ書タル由」とは、【ト】の「五」（附録）に載る良熙が潮平へ贈った漢詩「寄承務使翁丈詩二首」の「序」の中の「丈徳宏量大。不拒良熙驚下。言譚通快。殆如旧相識矣」等をさすのだろう。「附録」にこれへの礼状と思われる「潮平礼状の写」が載る。

昨日者船中御光臨詩歌之御作被下候て漂白之僕山勝（賤）とも不被思召御厚志不淺恭鬱氣を晴候也故郷へ帰り永く家珍ニ可仕候然とも身上に応不申御賞美近頃御挨拶可申上様も無御座候御察可被下

候いつれ様へも憚なから宜鋪奉願候以上

八月廿日

戸部助五郎様

潮平親雲上

つまり、礼状の日付から良熙が潮平へ詠んだ詩とは、【ト】の「附録」に載る一連の漢詩「出会詩歌」のひとつで、これは良熙等が仲秋に琉球船にやってきて琉球側と漢詩を詠み合ったものであることが分かる。【リ】には「一八月十五夜名月ノ祭重ク致スよし上へ願もち米四斗モライウケ二斗ハモチニツキ二斗ハ引粉ニして白ラモチニして月祭ニ備へ候由」とあり、琉球側が招待したかたちのものだったと思われる。「付録」に載る「出会詩歌」には、琉球側から僧祖願が「異郷秋感」「仲秋二首」と題して三首、戸部が「中秋見月於琉球客船二首」、植木孝因が同じ題で一首、さらに戸部が「序」を書いて詠んだ「寄承務使翁丈詩二首」、植木が「呈承務使翁丈詩二首」が記されている。また、「付録」に「名月の夜つくりし也」と詞書が付いて載る琉歌「雲きりもはらて、いつよりもまさて、名に立て照れる、十五夜御月」も、この時作られたものであろう。【リ】には潮平について「諸文杯達者之よし」とあるが、残念ながら潮平の漢詩はなく、潮平が詠んだ和歌も琉歌も【ト】には見当たらない。潮平が認めたものといえば、先に引いた「潮平礼状の写」のみである。ただし、潮平は漢詩に造詣があったことが窺えるのは先に長く引いた箇所の後、

詩モ作リタ者ト見へ惶齋カ詩ノ万里飛鴻一日過ノ句ヲ氣格高シト云ヒ良熙カ休言ノ転落ヲ有情致ナ

トイヘリ祖願カ無青眼ノ友ノ句ヲ甚不仕付ナト呵リ又申ニ坊主ニ作ラセ各ノ詩ヲ求メ私ハ作ラス高フ出テ居申スナド、ヲドケ云笑ヘリ

があり、「附録」に載る「出会詩歌」の挙因（惶齋）、良熙、祖願の漢詩を批評している。潮平が土佐側の惶齋、良熙の漢詩を褒めるのは当然として、祖願の詩を「無青眼ノ友ノ句ヲ甚不仕付ナト呵リ」とあるのは、また当然である。これは、祖願の「異郷秋感」と題される漢詩の冒頭部「異国曾無青眼友 空江只見海鷗群」で、祖願はあるいは単に知った者もない異郷の地にある悲しい心情を詠んだのだろうか、「青眼」（喜び迎える心があらわれた目つき）が無いなどという表現は、迎えた土佐側の感情を害することになる。現に、祖願の詩を載せた後に良熙が「異郷秋感詩雖有可疑姑録之」と記したのも、明らかに土佐側の感情を害したあらわれであろう。潮平が祖願に詩を作らせ、良熙等に詩を求めて自分は詩を作らず偉そうなことを申したなどとおどけ笑ったとあるのも、本来、自分が詩を作る立場だったがそれを祖願に作らせ、場の雰囲気壊してしまったばつの悪さを、自分を卑下して笑わせて切り抜けようとしたパフォーマンスだったかもしれない。

なお、「出会詩歌」の後に記された「照屋里之子留別之歌 帰るさもわすれはてにき此夕君かなさけの玉のことの葉」と「長嶺に送別の和歌を請はれて」詠んだ良熙の歌「あまさかる雲井のよその草まくら 思ひやるにもぬるゝそでかな」は、漢詩が交わされた「出会詩歌」の場とは別の場面で詠まれたもので、「雑話上」の末尾に記された「九月廿五日首途ノ御祝トテ御料理被遣タル夜」がそれで

あると推測される。これは、潮平等が洞仙寺に招かれて催された「御饗」の席である。ただ、潮平等が洞仙寺に招かれたのはこれが最初ではなく、「附録」の「琉球歌」の詞書きに「八月のはちめ三四輩はしめて船よりあかりて大島の洞仙寺に遊び舟に帰るさに祝ひうたひし也」があり、この時「大嶋の泊り、おしたてるはしら、さつま山川に、ひちよはしら、」と歌っている。【リ】に「一大難風二逢候御神社へ志願等致二付寺社参拝仕度段願出御聞届有之八月十一日右大島ノ寺へ参詣イタス」とあるのは、この時のことかどうか。いずれにしても、七月の二十二日に漂流しているのを発見され、大島に曳航されてから十日余りが立って「三四輩」が上陸を許された所が、洞仙寺なのである。そこが、送別の宴が持たれた場所にもなったのである。琉歌は当初の目的地である薩摩へ行くことを願った歌で、「はしら」が掛詞（柱と走ら）になっている。

「九月廿五日首途ノ御祝」の宴では、潮平は土佐から派遣された役人のひとりと思われる「郡方ノ悦蔵」（深尾春悦か）と囲碁を楽しんだことが書かれている（『雑話上』の別の箇所）。その夜は、「イツレモト無隔意語り合シ名残ヲ思ヘハ感情無窮」「類二落涙ニ及ヘリ」とある。土佐に漂流して二ヶ月程、漂着者とそれに対応した土佐側との間に交流の絆が結ばれたのであろう。潮平等は「御恩恵御礼モ申尽サレヌカラ歌曲ニ作りフクラシノ歌ニ合セテ歌ヒ舞ベシト先フクラシヲ歌ヒ」、その後「扱宜須寿一曲ヲ作り長嶺ソノ答ヘ歌ヲ作りイツレモ歌ヒ潮平子舞リ」とある。そのらのウタは「歌曲ハ別ニ記ス」とあるように「附録」に収められた「琉球歌」の一部がそれに当たると思われる。琉

球側は「首途ノ御祝」の喜びと感謝の気持ちをも、まず「フクラシノ歌」（カジャテイ風）で歌い、その後、宜須寿と長嶺が相互に掛け合いの形で歌って、いずれも年少の潮平子が舞ったというものである。舞いは、祝言の踊りとして踊られる若衆踊りが中心だったと想像される。宜須寿の琉歌は「土佐の殿金し、御恩たふとさや、世々ある間や、御沙汰しやべら、」（土佐の皆様方の恩義のすばらしさは、この世にある限り語り継ぎます）というもので、それに答えた長嶺の琉歌は「白浜の真砂、よみやつくすとも、土佐の御恩せや、さんやしらん、」（白浜の真砂は数えることは出来ても、土佐の御恩義は数えることはできません）というものである。即興でウタを作り、それを三線にあわせて歌い、別のメンバーが踊って、琉球側は精一杯感謝の気持ちを表しているのである。

この時、潮平は良熙に請われて「手跡」を求められている。潮平は「忠孝ノ二字ヲ書」き、「人道万事ツマリ此二字へ帰スル事ト存スル其思入ヲ残ス由ニテ書タル由イヘリ」と述べたという。この「人道万事ツマリ」「忠孝」に帰すという「忠孝」とは、どういうものであろうか。単に国王に忠義を尽くすというよりも、もっと広い意味での人としての「忠孝」を示しているように思われる。この記事は、潮平の人となりを探る上で重要であろう。なお、この時かどうか分からないが、【リ】に宜寿次里之子親雲上が安喜権七の「子息実五郎」に扇に歌を書いたという記事がある。その歌は「常盤なる松のみどりも春くれば 今一しほのいろ増りけり」であったという。宜寿次里之子親雲上は「手跡見事ナル由」と評されていた。安喜権七は国元から派遣された役人の筆頭に立つ人物である。

〈潮平のキャリア〉 潮平の役人としてのキャリアはそれなりのものである。「本唐へモ右ノ役（筆者注、進貢の役）ニテ切々参り福州へハ数度北京へモ兩度参タル由江戸へモ去ル戊辰ノ歳將軍宣下御悦ノ王子使者ニ附上リタルト云ヘリ」（上・琉人漂着次第）とあり、渡唐のキャリアが度々あり、しかも進貢使節の一割程の者が皇帝に表・方物を献上し到北京へ派遣されるメンバーに二度、入っている。このうちの一回は、「乾隆二（一七三七）年進貢ノ時」で「進貢ノ正使ハ佐久間親方也士璉ハ官舎ト云役ニテ上京セシ也」（下・雑話下）とある。おそらく、これが第一回目の北京行きであり、前述した長嶺を連れていったのは二度目の北京行きだったか。さらには、江戸上りのキャリアもある。「戊辰ノ歳將軍宣下御悦ノ王子使者ニ附上リタル」とは、土佐漂着から十四年前の一七四八年の徳川家重將軍襲封の慶賀のための江戸上りのことであろう。逆算すると潮平が三十九歳の頃、慶賀正使具志川王子尚承基に随って江戸に行ったことを述べたのだろう。『宝玲叢刊第四集 江戸期琉球物資料収覧』第四卷<sup>28</sup>に収められる「資料篇第三 琉球国使節使者名簿」には、「寛延元年戊辰」の名簿の最後に「供」の一員として「宜寿次親雲上 翁士璉・盛成（里之子親雲上）」の名が見える。これは、まさに潮平親雲上のことである。【ト】（上・琉人漂着次第）には弟の宜寿次里之子親雲上を説明する箇所「潮平親雲上モ潮平ヲ領セザル内ハ此家号（筆者注、「宜寿次」）ニテ有シ由也」とあり、潮平が地頭になる前は「宜寿次親雲上」と名乗っていたのである。漂着船に同乗していた「弟」の「宜寿次里之子親雲上」は、兄の潮平親雲上から宜寿次を継いだのである。

この時のことだと思われる記事が、【ト】(下・雑話上)に「先年江戸へ上リシ時上野へモ参拜被仰付ニヨリ奇進スベキヨシニテ七尺ノ巻龍ノ燭台(蠟燭ハ銀箔ヲ置龍ハ金箔ヲ置リ)ヲ差上シ」とある。家康を祀っている日光参拝を取りやめ、かわって上野の東叡山参拝は一六七一年から始まっている。

この時、国王からの寄進物を持っていったのであろう。また、【ト】(下・雑話上)の別の箇所「潮平本唐ニテモ数々名山ヲモ見タルニ高山モ有レトモトカク富士ノ様ナカハツタウルハシキ山ハ見ス殊外ノ名山也ト云ヘリ潮平富士ヲ見タルハ辰ノ年江戸上ノ時也(途中省略)近江ノ湖ノ致景ト富士山トハ扱々驚嘆ニ堪タル事也何分富士ノ様ナル山ハ恐ク何方ニモ有マイト毎々贊嘆セシ也」と、この時(「辰ノ年」)に見た琵琶湖と富士―殊に富士―の姿に感嘆している。

実は、前述したように漂着は潮平を「頭役」として四月二十六日に那覇を出航したものであったが、潮平はその年の二月まで漂着した年の前年におきた「十二間切ノ百姓五千人程訴訟」する大事件に対処するために、現地に出張していたのである。この事件は、比嘉春潮が『日本庶民生活史料集成 探検・紀行・地誌(南島篇)』の「解題」で指摘しているように琉球側の正史等には見られないが、近世琉球の農村社会で起きた強訴事件を記した極めて貴重な記事である。この大事件は「何レモ困窮シ年貢モ上ケラレス又給人ヘノ作得モ得セヌ様ニ成リタルユヘ箇条々々ヲ立テ願ヒ出」たものだという。これに対し三司官は潮平に「其捌方書付十枚ホドニ認メ」て「云伏ル」よう命じたとある。しかし、潮平は「私ヲ遣サレ此事捌ケトナラバ其通ニテハ不行ソレハ只理ヲセメ文筆ニ書候事ニテ下ヘハ一

ツモ不レ行事ニ候程ニ返上申ス」といって断ったが、「甚不届ト有テシカ(ラ)レシカトモ兎角命ゼラレシ故左様ナラバ私ノ存慮ノ通ニ致セトナラバ可參ト申ス」として引き受けたという。それで、村々に行き様子を見、話を聞いて「三ヶ条許ス事有リテ許」したとある。その時の「百姓」の様子として貴重な記録だと思われるのは、「皆髪ウツサバキ居レリ」(髪を結わずにばらばらにしていた)という状態だと記していることである。これは、「百姓」達が髪を敢えて結ばず、非合法的な状態(強訴)で自分たちの主張を訴えていた様子を示したものではなかったか。それに対して、潮平は「三ヶ条許ス事有リテ許」し、「百姓ハ一日モタゞ居テ成ラヌ義ヲ云諭シ何モ納得シ髪ヲ結鎌ヲ研ナドシ田へ出可レ申ト」いって、事態を收拾したとある。

許した「三ヶ条」のひとつは「百姓年始節日又ハ祭日ナド必ス豕ヲ用ユル事也ソレガ総高七十石程ノ費也ソレガ無益ト有テ上ヨリ豕カフ事ヲ停テアリシ也是百姓ヲ憐ミテノ事也」というものであった。これは王府が生産性を追求するために、百姓にとって日々の暮らしを持續する上で不可欠なハレ(祭祀)の時間と、それに関わる経費を削減しようとしたものと考えられる。「豕カフ事ヲ停テアリシ也」は、その具体的な一例なのであろう。近世琉球にあつては、このような祭祀に関わる規制が他の史料でも見受けられる。同時代の史料の中で特に豚に関わる事例をあげれば、『与世山親方宮古島規模帳』(乾隆三十三(一七六八)年)の中に「一諸村葬礼之時喪主之方よりふた殺握飯相調茶毘人数江致馳走候旧俗之由不宜候間向後働人迄を相賄茶毘人数江馳走ヶ間數儀一向可召留事」があり、「ふた」を

殺し料理を作って「茶毘人数」（葬礼の参加者）に振舞う「旧俗」を規制する条目や、「一百姓等旅立帰帆之祝としてみき酒相調ふたなと殺過分致物入候由不宜候間向後軽可相祝事」などという「旅立帰帆之祝」の際の豚料理を「過分」の「物入」として規制する条目がある。このような条目は後の史料である『翁長親方八重山島規模帳』（咸豊九（一八五九）年）や『恩納間切締向条々』（咸豊四（一八五四）年）等にも、引き継がれている。しかしながら、「年始節日又ハ祭日ナド必ス豕ヲ用ユル」ことは現代にあっても連綿と続く琉球の食文化の基本である。それを否定した王府の政策は、当然反発を受けたのである。潮平は現実的な対応として、これを「憐ミ」てこの「箇条」を撤回したのである。そして、「総テ上ヨリハ下ノ情知レニクキ者也ソレテ只上カラ思付ノ事ヲ云付又ハ法ズクメニスルト夫程猶姦曲ノ者出来ル事也」と述べている。

それにしても、琉球でこのような間切を越えた五千人規模の「訴訟」があったことは驚きであるし、潮平が上司である三司官の「其捌方書付十枚ホドニ認メ」たものを読み、自分の意見を述べ一端は断り、それでも命ぜられると今度は条件を付けて、これを引き受けたことに驚かざるを得ない。それほどこに、三司官が書いた「其捌方書付」は「只上カラ思付ノ事ヲ云付」というような非現実的なもので、状況に対処できないものだったと考えられる。それ故に、五千人規模の「訴訟」は「皆髪ウツサバキ居レリ」というような切迫したものになったのだろう。潮平は王府の役人であったとはいえ、上司に対しても、また「百姓」達に対しても、決然とした気骨のある態度で立ち向かった人物ではなかった

かと想像される。おそらく、「訴訟」のあった十二間切は潮平の地頭地（兼城間切潮平）である沖繩本島南部の間切で、それ故にこの大事件の対処を王府から命じられたと考えられるが、潮平が王府側の中心的な責任者だったのか、よく分からない。どちらにせよ、潮平は漂流した年の二月まで出張して、その「訴訟」の対応に追われていたのである。

この他にも、「去ル丙子ノ歳明年册封使可有トノ事極リ急ニ命アリ一夜ノ用意ニテ薩摩へ上レトノ事」（雑話上）があつて、「運ヲ天ニ任セ」て出航したが幸いに「大順風ニテ一日一夜ニ山川ノ湊」へ着いたなどの記事があり、有能な働きぶりが窺える。「丙子ノ歳」（一七五六年）の册封は、正使全魁、副使周煌による尚穆襲封の使節である。この一報を緊急に薩摩に知らせる命を受け、潮平は無事任務を果たしたのである。また、同じく「雑話上」に「琉球運天ノ津へ奥州船漂着シ潮平其用方ニテ参ル」とあり、潮平は「奥州」からの漂着船の対処もしたことがあることが分かる。この時のエピソードとして興味深いのは、「奥州者言語通ジ難キノミナラズ運天ノ者モ同シ琉球人ナレトモ通シガタシ彼是不自由ニ有シ也」と記されていて、「奥州者言語通ジ難キ」は当然のこととしても、首里言葉と運天（沖繩本島北部）の言葉の相違で、不自由だったことが記されているのである。

不思議なのは、潮平の家は「琉国ノ四大姓トテ向馬毛翁ノ中」の一つであり「親方ニ成ル先途ノ家」でありながら、漂着当時は五十三だというのに親方になっていない。これについて、

王子ノ家ニヨク事ノ捌タルガ有リ役ニ遣ハレテソレカ調宝ニナリ自分ニモ面白ク思ヒ勤タリシユへ

後ニ<sup>シテ</sup>二下司ヲ勤ムソレヨリ展転シテ今ハ喜屋武親方ノ家トナレル由也コレハ潮平物語也船中ノ者ノ説ニ潮平親雲上モチャウド筒様ノ事也才カアルユヘ家ガラヨリハ輕キ役ヲ勤メリ左ナケレハトク親方ノ役ヲモ可蒙事ナレトモ働ガ調宝ニテアノ通り也サレトモトカク近年ノ内ニハ勢頭<sup>セドヤウ</sup>当ヘモ進ムヘキ事也トイヘリ(下・雑話上)

という記事がある。記事は、喜屋武親方の家は「王子ノ家」(按司家)でありながら、有能過ぎて重宝に使われて、かえって昇進の機会を逸して按司に昇ることが出来ないことを潮平が語ったのに対して、同席していた「船中ノ者」も同じことは潮平親雲上にもいえる<sup>と述べた</sup>というのである。

「喜屋武親方ノ家」とは、羽地王子朝武を一世とする喜屋武家(尚姓家譜)を指していると推測される。この家は五世朝千までは按司であるが、朝千は二十歳でなくなり、この後を叔父(四世朝成富名腰親方)の子(五世朝興)が継ぐが、そこから按司に昇れず親方に留まり、五世朝興が富名腰親方(一六六二〜一七二二年)、六世朝良が喜屋武親方(一六九一〜一七四九年)、七世朝美が喜屋武親雲上(一七一九〜一七六〇年)で四十歳程で亡くなり親方には昇れなかった。潮平の土佐漂着当時は、八世朝昶(一七四五〜一八二〇年)の代で、この人物は、最終的には親方に昇り三司官になった人物である。記事に出る「喜屋武親方」とは六世朝良喜屋武親方のことと思われ、家譜にある如くこの人物は御鎖之側職、中城御殿大親職(兼務)、高奉行職等を勤めた有能な官僚で、加増されて富名腰地頭職から喜屋武間切総地頭職になり喜屋武親方と称し、最終的には勘定奉行職を勤めた人物である。<sup>(28)</sup>

つまり、潮平が語ったこととは異なり、朝良は有能で重宝に使われて出世できなかったのではなく、むしろ、その働きが認められて評価された人物だと考えられる。喜屋武家は、確かに羽地王子朝武を一世とする按司家ではあったが、五世朝千の後は次男筋の四世朝成富名腰親方の子が継いでいる。いくら朝良が有能だったとはいえ、按司家に復することは難しかったのではないか。「船中ノ者」とは誰だか分からないが、潮平親雲上と同席していた人物でおそらく身内の者であろう。ここには多分に潮平親雲上への思い入れと潮平家の願望が含まれていると考えた方がよいだろう。潮平が「近年ノ内」になるという「勢頭当」とは、琉球王府における品位のことで勢頭が正六品、当が正五品の品位のことをいう。潮平は近い将来、正六品か正五品になるということか。とするならば、漂着時点の潮平の品位は七品あたりであったということになる。潮平家は「親方ニ成ル先途ノ家」だとあったが、親方は従二品からで親方に昇るには遠く、年齢を考えても実質的には難しいのではないか。潮平親雲上は有能な人物で、役人としてそれなりの働きをした者だと思われるが、前述した五千人の「訴訟」事件でみたように上司に対しては率直にものを言う面があって、それが出世の妨げになったのかもしれない。それにしても、潮平は思いの外、低い品位であり、「紫冠」（親方）に昇るのは現実的には困難だったのである。

### Ⅲ、寛政七（一七九五）年の漂着

#### ホ、寛政七（一七九五）年の漂着について

三度目の漂着は、寛政七（一七九五）年五月二十六日土佐幡多郡下田浦へのものである。この漂着は複雑である。まず、宮古島から帰帆しようとした五反帆の馬艦船が途中遭難し中国浙江省へ漂着したものと、寛政六年六月八重山から帰帆しようとした七反帆の馬艦船が、途中遭難し中国江南省へ漂着したものが、それぞれ福州に送られ、そこで合流（合計二十九人）して、新たに伊良皆親雲上を頭役とし新垣親雲上を船頭にして寛政七年四月福州から琉球を目差して出航したが、再び遭難して土佐の下田浦に漂着したというものである。八重山グループの遭難はひどかったようで、中国江南省へ漂着した際には四人が溺死し、漂着地で一人が病死、蕪州で一人が疱瘡に罹り死亡、さらに中国から琉球へ向けた航海の中でもう一人が熱病で死亡。加えて、土佐での滞在中に急病死した座波三十五才も八重山グループのメンバーであった。座波の遺骸は、なむしゅうじ南宗寺の後ろの山に葬られているという。『中村市史』には、この座波の墓の写真が掲載されている。

なお、【ヲ】に「儀間父ハ、前方於福州死去のよし。去年不慮之難風ニ而彼土へ漂着、墓所よふく尋出し初而致参詣、印等建置候よし」がある。儀間は、中国での滞在中に福州で亡くなった父の墓を探し出し、墓参りをしているのである。中国で亡くなった父親の墓参りをしたのは、程順則ばかりではないのである。

第一回目の漂流について述べた箇所、漂着者の「頭分」が「人質」として土地の有力者の家に警護の元、逗留していたことを述べたが、第三回目の漂着記録の中にもそれに関連した記事がある。【ル】の「(五〇〇一) 漂着琉球人之儀報告御陸目付 寛政七年六月 幡多郡下田浦へ漂着の琉球人之儀ニ付御陸目付森七郎兵衛より其同役へ之書状等六通写」の中の記述がそれである。

一筆啓上候然者先達得御意候通琉球人静謐ニ罷在候然ニ乗人数三拾一人ニ而小船之儀暑中難凌陸上被仰付度段彼者共より願出申候然処陸上被仰付候時ハ当浦南宗寺え被仰付趣ニ御座候実ハ人数大勢之儀ニ付右等へ被差置候時ハ仮小屋三四ヶ所も被仰付其上守方之処も猶又人増不被仰付而ハ相成申間敷ニ付其俣船中ニ被差置外ニ市艇壹式艘御作配を以右人数分ケ被置候時ハ船中之儀ニ付キ留方〔宜〕守方手安ク御座候ニ付右御作配被仰付可然考候(以下省略)

記事は、漂着者が三十一人が乗るにしては「小船」なので暑さを凌ぎ難く、どうか上陸させてほしいと訴えている。それに対して、「御陸目付森七郎兵衛」は上陸をさせるならば「南宗寺」に逗留ということになるが、「大勢」なので「仮小屋三四ヶ所」も作らねばならず、警護の人員も増やさねばならない。それで、そのまま船中での逗留ということにして、「市艇壹式艘」を調達したならばそれに分散させることができ、警備もたやすいので検討してほしいということ、上司に願ひ出た史料である。結局、森からの願ひ出は「浦奉行」よりさらに上に達せられたようであるが、その返事が来ないまま、森は「当浦市艇明船有之候ニ付今日入手方仕明日ハ先彼者共え渡合人数を分ケ申趣ニ御座候」

というように、「市艇」を調達して仕事を進めていったことを「同役」に伝達している。三十一人は、新たに加えた「頭役」と「船頭」も含めた漂着者全員の人数である。つまり、琉球からの漂着者は一時的な上陸は別として、原則的に全員が上陸できずしかも警護が付いて漂着船中に留め置かれたと推測される。三度の土佐への漂着、滞在期間はいずれも夏を挟んだ時期である。繋留された船中での長期に亘る逗留は、心身ともにつらかった筈である。

実は、漂着者の訴えにある「小船」は、宮古から那覇へ向かうグループが使用していた五反帆の馬艦船だと思われる。【ヲ】にある「寅年八重山島より帰国之砌り、江南揚州府之東台縣漂着之時日記」の中に

一 正月二日宮古島より帰国、五反帆馬らん船主泊村糸数筑登之船漂着二付、右船より私共船中人数式拾耆人乗合ニ而帰国被仰付旨、二月廿九日在留御方より被仰付候事。

とあり、宮古島からの漂着グループの五反帆馬艦船が中国から帰還する際に使用されていたのである。宮古島グループは九人しか乗っていないく、そこに八重山島からの漂着グループ二十一人（漂流時に一人死亡）が乗り込み、さらに新たに加わった「頭役」と「船頭」が入ったのだから、相当窮屈な状態だったのではないか。「御陸目付森七郎兵衛」も見るに見かねて「市艇」の調達は進めたが、それでも南宗寺への上陸は許可していない。つまり、琉球からの漂着者は原則的に上陸は許されなかったであろう。前述したように、第一回目の「頭分」等の有力者宅への逗留は、突然の出帆事件があっ

たためで、あくまでも「人質」としての逗留であったのである。

へ：寛政七（一七九五）年の漂着船乗船者、伊良皆親雲上

土佐への三度目の漂着船の「頭役」は、伊良皆親雲上である。この伊良皆が誰であったかは、【ワ】「宇留麻話」の中に次の様な記事があり、これが鄭崇基であることが分かる。

○遠方羈旅、不知国禁。多蒙 先生教、且受養身指、感激不尽。所借書本茅收取。

上

如客徳先生足下

鄭崇基

右徳久多助より伊良皆親雲上へ書籍返す時ノ答也

伊良皆は、徳久多助に「書籍」を貸しており、その領収の手紙に自分の唐名、鄭崇基を記したのである。他に【ワ】の別の箇所伊良皆等が無事鹿兒島經由琉球に帰国した後、やはり鹿兒島を介して、徳久多助（「客隠先生」）だと思われる人物へ札状を認めた記事にも「鄭崇基」の名が見える。

鄭崇基伊良皆親雲上の家譜は、『那覇市史 家譜資料二（下）』に「鄭姓家譜（五世鄭士紳）」として収められている。鄭崇基は、五世士紳を始祖とする三代目「八世崇基真栄里親方」で、家譜によれば「乾隆二十三年」（一七五八）の生まれ。土佐に漂着したのは、三十七歳の頃であった。家督は

「嘉慶十三年」（一八〇八）に継いでいるので、当時は父、作霖が伊良皆の地頭職にあり、伊良皆親雲上を名乗ったのであろう。<sup>(30)</sup>ところが、どうしたわけか家譜には土佐に漂流した記述は一行もない。ただ、乾隆六十年（一七九五）の年に「馬驢通事」として帰国したこのみが、記されているに過ぎない。これは、第一回目の漂着者奥間親雲上（毛文英）の家譜とは、対照的である。

乾隆五十五年庚戌五月請 王命為讀書習礼事隨二号船在船都通事陳国佐幸喜通事親雲上翌年亥八月十四日那霸開船二十一日入閩就師五十八年癸丑秋因貢使赴京進 貢兼謝 天恩即隨副使毛廷柱上京次年春回閩六十年乙卯為馬驢通事歸國

【ヲ】「下田日記」、及び【ワ】には伊良皆親雲上のことが、父と対比するかたちで記されている。<sup>(31)</sup>

一伊良皆親雲上父ハ、親方ニて去年 上貢使と成、北京江罷越候由。今年五十六ニ相成。学問モ有之人ニて珍敷人物之由。口髭長サ三尺余、中国ニも珍敷美髯公なるよし。伊良皆親雲上も五年程福州ニ留学生ニ而罷在候共、学力も父の十分一位ニて可有之と申候。則伊良皆と申所を領シ家柄之由、其上至而富家に候よし。（【ヲ】）

○伊良皆ノ父伊良皆親雲上、口髭ノ見事ナル人ニテ、皇帝ノ御目ニモ留タル由。進貢ノ役ニ毎々唐へ渡り文学モアル人、其上富家ノ由。此度之伊良皆ハ一子ニ而父母ノ寵愛過キ若年ノ時より遊学ヲ事とし、学問ナトモシカクセス。近年在唐勤学致セトモ、多病ニテ辛苦ニタヘス。夫故、父ノ伊良皆程ニ文学モナシト云。（【ワ】）

記した人物は同一人であったが、同じ話題が時間をおいて別々の人物から繰り返し出たの（【ユ】は儀間筑登之の話）をそれぞれ【ユ】と【ワ】で書き留めたのか、それとも、同じ話を別の人物がそれぞれ記したのであるうかよく分からないが、二つは少しずつ異なる。しかし、いずれも伊良皆のことをその父との対比で語ったものである。家譜によれば、伊良皆の父、作霖は「乾隆二年」（一七三七）生まれだから、崇基の土佐漂流時は五十八歳程で「今年五十六二相成」とほぼ重なる。ただ、親方（紫金大夫）に昇ったのは「嘉慶四年」（一七九九）であり、漂流時はまだ親雲上であったはずで、【ワ】が正しいだろう。「上貢使と成、北京江罷越候由」の記事は、家譜に「乾隆五十九年」（一七九四）に進貢副使正議大夫（正使は耳目官向鳳山川親雲上）として渡唐し、北京に赴き「表」を奉じたとする記事と符合している。家譜には、その時「在西華門外 瞻仰 天顔 皇上暫停 聖駕伝諭福大人慰問 王世孫平安」とあり、「西華門外」において中国皇帝を拝顔した際に、皇帝は「駕」を暫く留めて国王・王子・王孫の「平安」を「慰問」したとある。これは中国皇帝の異例ともいえる振る舞いはなかったか。作霖の家譜にわざわざそれが記されていることを考えると、あるいは【ワ】の「口髭」ノ見事ナル人ニテ、皇帝ノ御目ニモ留タル由」とは、作霖の見事な「口髭」がきっかけになって皇帝が「駕」を暫く留めたのかもしれない。少なくとも、そのようなことがあったとして福州にいた琉球の人々の間に膾炙していたのではないか。それが、土佐に漂着する前年の出来事だったために、なおさら漂着船に乗った人々には耳新しい出来事として伊良皆を語る際に父、作霖が話題に出されて比べ

られたのだろう。ともかく、【ヲ】や【ワ】の記事と家譜の記事とは想像を掻き立てる。

【ヲ】の「伊良皆ハ一子二而」とはまさにそのようで、家譜には作霖の子は崇基一人しか記されていない。「父母ノ寵愛過キ」は、あるいは確かなことだったかもしれない。崇基が「五年程福州二留学生ニ而罷在候」(【ヲ】)は、引用した家譜に見るようにちょうど五年程である。「近年在唐勤学致セトモ、多病ニテ辛苦ニタヘス」は、どうだったか。【ル】「安芸歴民館史料九五―」所収の「(五〇〇〇) 漂着琉球船えの使者報告 寛政七卯六月幡多郡下田浦ニ而琉球人へ森勘左衛門御使者相勤次第書付写」には、伊良皆親雲上が病がちのため替わりに兼城筑登之が「言語しかく不相分只手を合平伏仕居御礼之儀ハ宜奉願候旨申出候」と言葉が充分に通じないなか、懸命に感謝の意を示そうとしていたことが分かる。使者の帰りには、伊良皆も病を押して「船場」まで見送ったようであるが、この時も兼城筑登之は同じように平伏して感謝の意を表したと記されている。兼城筑登之は、八重山から帰る七反帆馬騷船に乗っていた久米村出身の三十五才の「水主」であるが、【又】『豊策公紀』には「席順」の三番目に位置し「五人土」のひとりであることが記されている。それはともかく、漂着したのは五月二十六日だから、土佐漂着時には崇基は弱っていたのである。もっとも、前述したようにこの漂流は過酷だったわけで、「多病」な人間でなくとも衰弱した状態になったはずであろう。ただ、伊良皆は頭役として琉球側を代表して土佐側と対応する役であったが、当初はそれが果たせなかったようである。

崇基は「師」について福州で「勤学」していた。家譜によれば、この間、「乾隆五十八年」（一七九三）に進貢副使正議大夫毛廷柱（正使は紫巾官毛国棟）に随行して北京へも赴いている。この進貢使は、父作霖が副使となって北京へ赴いたひとつ前の使節である。つまり、父も一七九四年に福州に行っており、そこで崇基に会っているはずである。これからは、やや穿った想像になるかもしれないが、「近年在唐勤学致セトモ、多病ニテ辛苦ニタヘス」が事実ならば、それを見かねた作霖が理由をつけて二グループを指揮する頭役に推挙して崇基を帰国させたのではなかったか。【ヲ】「学力も父の十分一位にて可有之と申候」、【ワ】「若年ノ時より遊学ヲ事とし、学問ナトモシカクセス」は、実際のところどうかよく分からない。五年間の「読書習礼」の「勤学」も、けっして短とはいえない。父の作霖も崇基と同じく「読書習礼」を命じられて六年間福州で学んでいる。先に崇基が徳久多助に書籍を貸したことを紹介したが、【ワ】に

○好述伝四冊、伊良皆親雲上蔵書アリ。一覽話舌ノ書トテ、伊良皆親雲上常ニ坐右ニアリ。

○欽定礼郎則三十二冊。（即イ）（複製イ）乾隆五十年頃ノ開版ト見ユ。伊良皆親雲上蔵本一覽、五服繪圖書写別ニアリ。

とあり、崇基はそれなりに「勤学」中に中国語の習得に熱心で、書籍を集めて学ぼうとしたことが窺える。また、【ル】や【ヲ】に

一伊良皆親雲上ガ学派朱学也陽明派ノ書モ見タリト思ハル、多識ナリ（以下略）【ル】

一伊良皆ハ進貢使ニ随北京へも罷越候由。去レ共、此人日本語不分。此方之者と一向噺出来不申、

唐音ニハ能通由。【ヲ】

とあり、崇基は「多識」でありと評価され、「日本語」は苦手なようだったが中国語は良くできたと記している。前述したように、父作霖は当時話題の人であって、なにかと崇基が低く評価されてしまふ傾向があったのかもしれない。

ただし、家譜によれば崇基は「嘉慶六年」（一八〇一）に罪を蒙り久米島に流されている。「九年甲子恭遇 聖主登極大慶」、すなわち尚灝即位の「恩赦」によって一八〇五年に帰郷するが、なにかの「罪」を犯したのである。やはり、周囲の者の低い評価は根拠のあることかもしれない。その後「嘉慶十二年」（一八〇七）には「大通事」を命ぜられ、翌年（一八〇八）那覇を出航するが途中船底の漏水があり那覇に戻り修理した後、再び出航すると、今度は「賊船」二隻に襲われる。これは退けることはできたが、風が「不順」だったので碇を降ろして海上にあると、再び十四隻の「賊船」に周囲を取り囲まれて、やっとのことで逃げのび屋久島に流れ着く。そうすると、そこで「風浪」にあって船が波をかぶってしまい二名の「水梢」を失ってしまう。その後、漸く福州に着くのが翌年の一八〇九年で、公務を果たして琉球に戻るのが「嘉慶十五年」（一八一〇）の五月である。この間、崇基は想像を越える苦勞をしているはずである。崇基がこの任務にある間、「嘉慶十三年」（一八〇八）十月に「家統」を継ぐことを許され「東風平間世名城地頭職」になるが、知行は減ぜられ「十五石」であっ

た。最終的には「知行六十五石」の「総理司」になり「真栄里親方」と称されるが、鄭崇基はまことにドラマチックな人生を生きた人物の一人だったのである。

〈注〉

- (1) 横山学「宝暦十二年琉球国船漂着記録」「大島筆記」諸本について「岡山ノートルダム大学『生活文化研究所年報』第十一輯、平成九年刊。
- (2) 『大島筆記』の引用は、以下「山内文庫」本（高知県立図書館蔵）から行う。ここで示した「内容」の表題は、それぞれの項目に付された表題をとっており「目録」に示されたものとは順序も含めて、若干異なっている。なお、「永峰和文」については表題が付いていなく、これは「目録」にあるものを示した。
- (3) 宮崎道生『新井白石の洋学と海外知識』吉川弘文館、昭和四十八年刊。
- (4) 『那覇市史 家譜資料二』那覇市企画部市史編集室、一九八〇年刊。
- (5) 松山白洋「土佐歌人群像（十）」『土佐史談』第四一号、昭和七年、『高知県人名事典 新版』（同刊行委員会、高知新聞社、一九九九年刊）の「とべ よしひろ」の項。
- (6) 琉球船漂着に当たって、儒者の派遣があったことはその規模は別として他の場合も同じである。第一回目は緒方宗哲、第三回目は谷方六である。
- (7) 刊行委員会『高知県人名事典 新版』高知新聞社、一九九九年刊の「うえき きよいん」の項。

- (8) 飯島春敬『書道辞典』東京堂出版、昭和五十年刊の「趙孟頫」の項。
- (9) 中村市史編纂室『中村市史』中村市、昭和四十四年刊。
- (10) 『日本歴史地名大系 高知県の地名』平凡社、一九八三年刊。
- (11) 山内家史料刊行委員会『山内家史料 第二代忠義公紀』第三編、山内神社宝物資料館、昭和五十六年刊。
- (12) 「土佐漂着船に関する文献」『土佐史談』第三十八号、昭和七年刊。
- (13) 土佐清水市史編纂委員会『土佐清水市史』土佐清水市、昭和五十四年刊。
- (14) 『日本歴史地名大系 高知県の地名』平凡社、一九八三年刊、「蓮光寺」の項。
- (15) 『日本歴史地名大系 高知県の地名』平凡社、一九八三年刊、「五台山」の項。
- (16)、17、18) 『那覇市史 家譜資料二』那覇市企画部市史編集室、一九八〇年刊。
- (19) 上里賢一編『校訂 中山詩文集』九州大学出版会、一九九八年刊。及び、島尻勝太郎選・上里賢一注釈『琉球漢詩選』ひるぎ社、一九九〇年刊。
- (20) 『高知県人名事典 新版』の「おがた そうてつ」の項、及び「土佐漂着船に関する文献」参照。
- (21) 『沖繩大百科事典』沖繩タイムス社、一九八三年刊、「尚益」(富島壮英)の項。
- (22) 那覇市企画部文化振興課『氏集 首里那覇』増補版、平成元年刊。
- (23) 『沖繩大百科事典』沖繩タイムス社、一九八三年刊、「鎖之側」(宮里朝光)の項。
- (24) 『那覇市史 家譜資料三 首里系』那覇市企画部市史編集室、一九八二年刊。

- (25) 多和田真助『門中風土記』沖縄タイムス社、一九八六年刊。
- (26) 横山学『宝玲叢刊第四集 江戸期琉球物資料集覧』第四卷、本邦書籍、一九八一年刊。
- (27) 沖縄県立図書館史料編集室『沖縄県史料 前近代一 首里王府仕置』沖縄県教育委員会、一九八一年刊。
- (28) 『那覇市史 家譜資料三 首里系』那覇市企画部市史編集室、一九八二年刊。
- (29) 『沖縄大百科事典』沖縄タイムス社、一九八三年刊、「位階制度」(崎浜秀明)の項。
- (30) 『那覇市史 家譜資料二』那覇市企画部市史編集室、一九八〇年刊。
- (31) なお、「ル」に収められる「琉球人話」にも【ヲ】と近い記事が見られる。やや違う記述は、【ヲ】の「中国にも珍敷美髯公なるよし」の部分が、【ル】では「口髭長三尺余錦ノ袋ニ入肩ナドヘ投カケ居候よし」となっている。

〈補注〉

なお、本稿の続編として「琉球船、土佐漂着史料にみる日本文芸の享受」(『立正大学 國語國文』第四十七号、二〇〇八年三月刊行予定)を書いた。合わせてお読みいただければ、幸いである。